

# 目 次

## ○第1号（7月26日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 議案第58号 村長等の給与の臨時特例に関する条例について	4
日程第 4 議案第59号 榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例について	10
日程第 5 議案第60号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について	17
日程第 6 議案第61号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	20
日程第 7 議案第62号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	21
日程第 8 議案第63号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について	23
日程第 9 議案第64号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について	24
日程の追加	26
追加日程第 1 発委第 3号 議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例について	26
追加日程第 2 議案第65号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について	27
閉 会	29

平成 2 5 年 第 5 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

7 月 2 6 日 ( 金 )

# 平成25年第5回榛東村議会臨時会会議録第1号

---

平成25年7月26日（金曜日）

---

## 議事日程 第1号

平成25年7月26日（金曜日）午前10時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第58号 村長等の給与の臨時特例に関する条例について
- 日程第 4 議案第59号 榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例について
- 日程第 5 議案第60号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第61号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第62号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第63号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第64号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 発委第 3号 議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例について
- 追加日程第 2 議案第65号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について

## 出席議員（14名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	金井佐則君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	高橋正君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

## ◎開会・開議

午前10時30分開会・開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。平成25年第5回榛東村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに第5回臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

7月21日の第23回参議院選は、自民党が議席を大きく伸ばし、公明党とともに非改選を合わせて与党で過半数の議席を確保し、衆参で多数派が異なる「ねじれ」が解消、安倍総理は、両院ともに安定基盤を手中にしました。

昨年12月の安倍政権発足から7カ月。有権者は「アベノミクス」と呼ばれる経済政策を柱とする政権運営を支持。今後への期待感もあり、与党の大勝につながったと言えます。

この先3年後の参議院選まで本格的な国政選挙はないと見られ、安倍首相は本格的な長期政権を視野に、腰を据えて政策に取り組めます。

環太平洋連携協定（TPP）交渉も正式に参加し、国内外の調整が本格化します。交渉の中身が明らかになるにつれて反対論が膨れ上がる事態も予想されています。

震災復興、原発再稼働、中韓両国との関係改善など、目の前に山積する政策課題は国民の生活に直結し、日本の将来を左右する重要なテーマばかりです。

衆参両院の揺るがぬ与党議席数におごってはなりません。与野党で幅広い合意をつくり上げる謙虚な政権運営に努め、国民の期待にこたえる政策を着実に遂行することを安倍総理に望みます。

それでは、本臨時会に提案されます議案についてですが、既にお手元に配付されております議事日程にありますように、議案第58号 村長等の給与の臨時特例に関する条例について、議案第59号 榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例について、以下給与関係の補正予算となっております。

議員各位におかれましては、十分審議願ひ、適正妥当な議決に達せられますようお願い申し上げます。

それでは、平成25年第5回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。

よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています、全員出席であります。

直ちにお手元に配付した議事日程に従い、本日の会議を開きます。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。5番小野関武利君、6番松岡稔君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

## ◎日程第2 会期決定について

○議長（高橋 正君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日26日の1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

---

◇

## ◎日程第3 議案第58号 村長等の給与の臨時特例に関する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第3、議案第58号 村長等の給与の臨時特例に関する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 村長等の給与の臨時特例に関する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

村長、副村長及び教育長の給与を臨時的に減額しようとするものです。

議案書2ページをごらんください。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

（趣旨）第1条 この条例は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年榛東村条例第9号。以下「特別職条例」という。）及び榛東村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和35年榛東村条例第4号。以下「教育長条例」という。）の臨時特例を定めるものとする。

（村長の給料月額の特例）第2条 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間（以下「臨時特例期間」という。）においては、特別職条例第3条に規定する村長の給与月額の支給に当たっては、村長等の給料の特例に関する条例（平成23年榛東村条例第11条。以下「特例条例」という。）第2条

に規定する村長の給料月額から、特例条例第2条に規定する村長の給料月額に100分の5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(副村長の給料月額の特例) 第3条 臨時特例期間においては、特別職条例第3条に規定する副村長の給料月額の支給に当たっては、特例条例第2条に規定する副村長の給料月額から、特例条例第2条に規定する副村長の給料月額の100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(教育長の給料月額の特例) 第4条 臨時特例期間においては、教育長条例第3条に規定する教育長の給料月額の支給に当たっては、特例条例第2条の2に規定する教育長の給料月額から、特例条例第2条の2に規定する教育長の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(手当の額の算出の基礎となる給料月額) 第5条 臨時特例期間においては、村長、副村長及び教育長の期末手当の額の算出の基礎となる給与月額については、前3条の規定は、適用しない。

附則。この条例は、平成25年8月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

10番柳田さん。

[10番 柳田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) ただいまの総務課長の説明の中には、なぜ今の時期にこの特別職の給与を減額するのかという、その大もとの理由というものがよくわからなかったものですから、そここのところの説明を求めます。

○議長(高橋 正君) 総務課長。

[総務課長 立見清彦君発言]

○総務課長(立見清彦君) 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえての制定でございます。

以上です。

○議長(高橋 正君) 10番。

[10番 柳田キミ子君発言]

○10番(柳田キミ子君) そういうふうな法律上の名目ということはわかりますけれども、その前提になっているものとして、復興地への支援のために予算を回す、その減額したものを回すという、そういう理由はありますか。

○議長(高橋 正君) 総務課長。

[総務課長 立見清彦君発言]

○総務課長(立見清彦君) これにおいては、そういうことでなく、交付税が改正されました。その関係で、財源が不足する分に充てるということでございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） それでは、榛東村の村長のラスパイレスと言ったら、それはおかしい。職員のほうになるのかなと思うんですけども、群馬県の中での順位として、村長の給与の額といたしますか、そういうのがどの程度の順位に位置しているか、わかればお答え願いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 今ちょっとわかりませんが、特例的に30%、現在、村長の額を減額しております。そういうことで、多分大分低いほうにいるのではないかと予測されます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

7番南さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 今回のこの条例については、先ほど総務、そして文教の合同委員会のほうでも説明いただいたんですけども、地方交付税の減額分で、国の要請に応じてというような形でお話なんです。シミュレーションというか、村のほうで幾らぐらいこの地方交付税が減額になる予定なのか。また、それに、減額に伴いまして、国のほうでも今まで削減やそういった努力、地方の努力に対して、元気づくり交付金じゃないですけども、それとは別に交付されるお金があると思うんですが、その金額について算出していると思いますので、説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 交付税については、23日で新聞発表等になったと思いますけれども、概要を説明させていただきます。

当村の交付決定額は12億2,602万2,000円、対前年度比0.2%の減でございます。県下市町村の状況ですと、マイナス8%でございます。榛東村については、6%を上回りましたが、前年度当初比較におきまして253万1,000円の減額となりました。

続きまして、当村の元気づくり推進費でございますけれども、地域の元気づくり推進費は、市町村のこれまでの人件費削減を反映されたもので、測定単位として、国勢人口、また平成20年から24年までのラスパイレス指数と、平成5年4月1日から9年4月1日の各年の平均職員数から平成20年4月1日から平成24年4月1日までの各年の平均職員数を引いた数から出されるものでございます。

ちなみに、基準財政需要額としては、3,245万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） では、結局、今の課長の説明いただいた3,245万円というのが新たに来るといふのは、先ほど、その前に説明していただいたマイナス253万円の中には入っていないんですね。  
○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 交付税につきましては、基準財政需要額を算出しまして、それとまた基準財政収入額を算出して、その差額が交付決定となるものです。大ざっぱに言いますと、そういうことでございます。今言った3,245万8,000円については、基準財政需要額のほうに入っている数字ということでございます。

ちょっとくどいようになりますけれども、基準財政収入額については、税等の伸びがございましたので、単純には比較できませんけれども、当初お話ししました今年度の交付決定額の減額は253万1,000円の、対前年度比253万1,000円ということになるということでございます。

〔「じゃ、その推進費も含めてマイナス253万円という理解でいいんですか」の声あり〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時43分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 総務省が示した地方公務員給与削減額による基準財政需要額の影響については、町村の場合についてはマイナス1.1%程度ということございまして、これを当村の平成25年度の基準財政需要額に当てはめると、2,795万3,000円でございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 地方交付税の減額を計算すると、2,795万3,000円って、今回の国のほうの削減の額なんですけど、それに対して、先ほど課長から説明ありました元気づくり推進費というか、それはまたこの削減に対して国のほうで3つ、その分、こういう部分にお金を出しますよという部分で出す部分で、そうすると、逆に言うと、プラスになっているなと思う中で、ここの補填という部分での削減に関しては、ちょっと違うのではないかと私は思うんですが、今回削減をするという部分に関して、どこの部分の補填という考え方で村長はこの条例を提出したのか、その内容に対してお聞かせく

ださい。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど申し上げましたように、財源確保のために、この職員の減額をさせていただいたということは申し上げました。その中で、今、南議員が言うように、プラスマイナス、地域の元気づくり推進交付金があるから、プラスになってくるんじゃないかと。そうすると、目的が違うんじゃないかというご質問でいいんですか。

〔「はい」の声あり〕

○村長（阿久澤成實君） お答えします。この地域の元気づくり推進予定額というのは、この施策が出された後に出了た施策でございます。ですから、決定をされた後出了たということで、そこに時間差がございますので、うちのほうとしては、国からの要請に基づいて、最小限の減額幅で抑えたということでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

13番早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 先ほどから、今回の職員給与引き下げの大きな理由として、地方交付税の減額というのがありましたね。この地方交付税の減額というのは、一説には私は復興予算のほうに回すんで、国の財政が厳しいんで、地方交付税減らすというふうにも聞いていますし、要するになぜ地方交付税が減らされたのかという根本的理由は何ですか。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） まず大前提がございまして、地方交付税については地方固有の財源でございまして、地方交付税を減らして、その財源を復興に充てるというのは、ちょっと趣旨が違ふと。これについては、本年1月、2月、地方六団体の、うちのほうの議長もいますけれども、それはそういうことではないですよということで、ちょっと言葉はよくありませんけれども、地方交付税を人質にとって公務員の給与を下げるとは、これはいかななものかというような申し入れを地方六団体は総務大臣に申し入れたということで聞いております。

これは、あくまでも、今、先ほど村長がお話ししたとおり、国のほうの要請を受けて、当然交付税も減らされると。ただ、基準財政需要額を減らされるだけじゃなくて、その後には元気づくり交付金を充てますよということでございますので、そういう趣旨から、減額というんですかね、条例が出たんだと思っております。

○議長（高橋 正君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時49分休憩

---

午前10時52分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

13番、よろしい。

〔「はい、いいです」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 8番金井君。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 榛東村はもちろん、村長が保育園ですとか、あるいは学童ですとか、民営化にしたりして、かなり経営努力をしたというんで、プラスなんだということになってきますと、これもする必要性に欠けるのではないかなというような感じがするんですけども、村長に1点だけお聞きいたしますけれども、やはり職員だけ1.5をして、執行として、村民感情的にも、やはりするということのようなお気持ちでこれを提案されたのか、1点だけお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えします。今、金井議員がおっしゃった中には、全然ないとは言えません。やっぱり周りの市町村、あるいは村民感情も考えた中で決断をさせていただいたということでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 榛東村の特別職の給与につきましては、群馬県内の中の自治体の順位ということでの答えを受けることができませんでしたが、前の古い記憶になりますけれども、かなり群馬県内の中で、群馬県の市町村の中で、榛東村の三役の給与というのは低い位置に属していたと私は記憶しております。そういう中でさらに減額というふうなことにつきましては、私は反対をいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第58号 村長等の給与の臨時特例に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高橋 正君） 賛成11人、反対2人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第4 議案第59号 榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第4、議案第59号 榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 立見清彦君発言]

○総務課長（立見清彦君） 榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

榛東村職員の給与を臨時的に減額しようとするものでございます。

議案書の4ページをお願いします。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

（給与条例特例）第1条 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、榛東村職員の給与に関する条例（昭和32年榛東村条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年榛東村条例第4号。以下「一部改正条例」という。）附則第7項から第9項の規定による給料を含み、当該職員が給与条例附則第9項の規定の適用を受ける者である場合にあつては同項本文の規定により半額に減ぜられた給料月額（一部改正条例附則第7項から第9項の規定による給料を含む。）をいう。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に当該職員に適用される給料表に100分の1.5（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、給与条例第20条第1項から第5項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給与条例第20条第1項 第1項の定める額
- (2) 給与条例第20条第2項又は第3項 第1項に定める額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 給与条例第20条第4項 第1項に定める額に100分の60を乗じて得た額
- (4) 給与条例第20条第5項 第1項に定める額に100分の70（休職の原因である災害が公務上又は通勤上の災害と認められる場合にあつては、100分の100）を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第15条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した予算額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年榛東村条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に同条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額に支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第1項から前項の規定に適用については、第1項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から給与条例附則第5項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項各号中「第1項に」とあるのは「第4項の規定により読み替えられ第1項に」と、前項中「除して得た額に」とあるのは、「除して得た額から給与条例附則第7項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の特例）第2条 特例期間においては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年榛東村条例第15号）第4条第1項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年榛東村条例第 号）、この号というの、後でこの数字は入りますけれども、この条例が通り次第。第2条第1項及び第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例）第3条 特例期間においては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年榛東村条例第23号）第4条の規定の適用については、同条中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年榛東村条例第 号）、ここもまた後で入りますけれども、第2条第1項及び第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

(勤務時間条例の特例) 第4条 特例期間においては、勤務時間条例第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第15条」とあるのは、「榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年榛東村条例第 号) 第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

2 特例期間においては、給与条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する勤務時間条例第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第15条」とあるのは、「榛東村職員給与の臨時特例に関する条例(平成25年榛東村条例第、後で入りますけれども、 号) 第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(榛東村職員の育児休業等に関する条例の特例) 第5条 特例期間においては、榛東村職員の育児休業等に関する条例(平成4年榛東村条例第2号) 第22条第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第15条」とあるのは、「榛東村職員給与の臨時特例に関する条例(平成25年榛東村条例第号) 第2項第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(手当の額の算出の基礎となる給料月額) 第6条 給与条例に規定する手当のうち給料月額がその手当の額の算出基礎となる手当の額の算出基礎となる給料月額については、第1条第1項から第3項、第2条及び第3条の規定は、適用しない。

(端数計算) 第7条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(規則への委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。この条例は、平成25年8月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番。

[7番 南 千晴君発言]

○7番(南 千晴君) 1点お聞きしたいんですけども、ほかの市町村等も今回、給与の削減等を行っているところもありますが、削減の一律職員に関して1.5と榛東村はなっているんですけども、ほかを見ますと、年齢というか、やっぱり若い人たちの給与のことを考慮して、管理職とかそういった上のほうから多目にとか、そういった一律ではないやり方をしているところがあるんですが、どうして今回、榛東は一律という選択をされたのか、その理由をお聞かせください。

○議長(高橋 正君) 村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) お答えさせていただきます。

ほかの市町村をどうこうというのは、国では求めておりません。各市町村によってやってくださいという申しつけでございます。そんな中で、今、議員が話されますように、ほかの市町村では、3段階なり4段階なりということで減額幅を策定し、そして実施しているところもあります。私としては、当村としては、1.5%という、少ないという言いぐさはないんですけども、ほかの市町村とも比べても、本当に減額幅は群馬県でも一番下にあるというようなことから、一律ということでさせていただきました。

そして、その一律をした1つの根拠としては、一番給料の多い方でも、1カ月6,149円で8カ月で4万9,192円、そして一番低い方で、1月が2,247円、8カ月分で1万7,976円という差を見ているわけでございます。3段階で分ければいいというお話もございませうけれども、村としては、1.5%という範囲の中での職員の減額は適当であるということと同時に、職員組合にも提示しまして、お話を申し上げ、了解をとったところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませうか。

4番山口君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 4番山口です。

この条例に関しては、昨年の国家公務員の7.8%が1つのきっかけになって、地方公務員も云々というふうな、そういう形に今、なっているんじゃないかと、そういうふうに認識しています。

そこで、先ほど総務課長のお話の中では、地方交付税が不足するからというふうな、そういうお話がありました。阿久澤村長に確認をしておきたいんですが、この減額に対する村長の考え方は、東日本の復興資金に充てるためにお考えになったのか、あるいは近隣の市町村に合わせるためにこのことをお考えになったのか、どちらか、その辺をお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、山口議員が2つおっしゃいましたけれども、私はその2つではございません。財源減額されたものを確保すると、村の財源を確保するためということでやらせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） この制度というのが26年の3月31日までと。これ、国家公務員も7.8がまたもとに戻ると。それから、榛東村の職員の給与も1.5%が戻る。いずれにしても、6%余りの差というのが出ているんですが、これを多少でもこういうふうに圧縮するようなこういう考え方があります

か。

言い方がちょっとわからないと思うんですが、それを国家公務員の水準と榛東村の水準との差を縮める、そういうお考えがあるかどうか。もしその考えがあれば、原資とか何かをどういうふうにか考えるのか、その辺もあわせてお願いできればと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） お答えさせていただきます。

期間を置いたら、それをどんなふうに戻して、また公務員並みの一般的な指数に合わせるのかどうかというような質問だというふうに思いますけれども、それでよろしいんですか。

〔「はい」の声あり〕

○村長（阿久澤成實君） 榛東村は、今まで非常に、調べてみたら、職員給与の水準が低かった。私が担当する前は、ラスパイレス指数が92. 幾つだったっけな。ちょっと数字はあれですけども、90の初めのほうの水準で、それから30市町村比べて、33位だと思いました。そんな中で、2年間においていろいろな施策を講じる中、職員の体質改善、あるいは待遇改善を考えて、ラスパイレス指数が、今申しあげましたように、101. 5になったところでございます。

そんな中で、今回、ラスパイレス指数の過ぎているところ、オーバーしているところは、国の定めによってやってくださいよというお達しがあったわけでございますけれども、一番初めの要望は、国が7. 8下げたんだから、全部7. 8を下げなさいというお話だったんです。しかしながら、途中から、ラスパイレス100を基準にして、100を過ぎているところについては国の要望にお応えしてくださいよ。しかし、それは各市町村の技量に任せますよというお話でございました。

そして、群馬県でも市町村あるわけですけども、これに当てはまらないところ、上野村、それから。

〔「神流町」の声あり〕

○村長（阿久澤成實君） 神流町はこれに当てはまらないということで、全然対応はされておられません。

榛東村でも、その1. 5について、先ほど申しあげましたように、協力しながら、財源確保しようということで、話し合いの中でさせていただいたんですけども、この期限が切れた場合には、とりあえずもとに戻すということの約束でありますので、これは4月からはラスパイレス指数の101. 5%は確保すると。その後のことについては、また情勢等見ながら、それから私1人で決められるものではございません。報酬審議会等に答申をしまして、そういった意見があれば、そこで議論をさせていただき、対応を考えていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） ラスパイレス指数でこういうふうになら、論じているんで、全体の中身というのが非常にわかりにくい状況にあるんじゃないかと思ひます。

私も、ここにできればですね、例えば大学22歳で卒業して、10年後あるいは15年後の経過したその地点の人の地方公務員とか国家公務員の給料の中身がここに比較できるものがあると、非常にこれがわかりやすく、ここに論じられるんじゃないかなと、そういうふうになら思ひますが、そうしてみないと、先ほどもちょっとお話の中に出た基本給以外の諸手当、そういうものの比較というのは、なかなかここにわかりにくい今、状況にあるなら思ひます。最終的には、サラリーを得て生活する人は、もらって幾らという、そういう世界なんで、その辺も含めて、いろいろな角度から研究して、是正していくということが大事じゃないかなと。

だから、比較する資料が今、なかなか入手しにくいような状況にあるなら思ひますけれども、もしそういうものができれば、比較をしながら、榛東村の例えば先ほど村長が言ひました90%前半のそういうことを是正しようと、そういう気持ちがあるならば、そういうところから研究していかないと、なかなか難しいんじゃないか、そういうふうになら思ひます。

今回、結局、減額するということになると、わずかな額でも、最終的には年金とか何かにも響いてくるなら思ひます。わずかなですけどもね。そういうことも考えながら、給料そのものというものは、やはり家計に圧迫するわけですから、考えながらやっていくことが非常に大事なことじゃないかと、そのように考えますんで、それもあわせて、もう一度村長のお考えをお聞きします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 職員は、やっぱり給料をもらうことが目的で奉仕しているなというふうな感じは受けるなですけども、確かに財政的に豊かであれば、このラスパイレス指数で言わせてもらえば、ほかの市町村は107.幾つとか、109.幾つとかというものがござひますけれども、榛東村は今まで流れの中で、給与改定は審議会に任せられたという中で、またそういう要請がありましたら、この制度が終えた後には、審議会を開いて、もう一度見直す必要があるのか、しなければならぬかなというふうには思ひておりますけれども。

〔発言する声あり〕

○村長（阿久澤成實君） 取り消します。職員給与については、審議会は関係ないそうです。これ、職員の給与法、組合のほうと話し合ひで決めているところで、ごめんなさい。特別職でした。

今、山口議員がおっしゃいますように、職員の改善というものは、これは働く意欲をかき立てるためにも、これはぜひ必要だなというふうには思ひております。そんな点を考えながら、この制度が終わった後には、またいろいろとご議論していただきながら、考えさせていたきたいと、こんなふうになら思ひております。

○議長（高橋 正君） ほかにござひませんか。

8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 先ほどの件も、今ですけれども、山口議員の復興のほうにも使うのかという  
ような村長に質問をしたときに、村の財源確保だけでやるんだということを村長はおっしゃったんで  
すが、それならば、別に国のほうに合わせることもなく、またこの時期でなく、あるいは3でも5で  
も1でもいいんですけれども、これは村長、少しそれが本当だとすると、それを訂正したほうがいん  
じゃないのかなと思うんですけれども、村長は村の財源確保だけということをおっしゃったんですが、  
それで間違いないんですか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時19分休憩

---

午前11時21分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、金井議員から指摘されたことについてお答えいたします。

私も口下手でございまして、ちょっとふぐあいなことがありました。ただ、新藤総務大臣から出さ  
れているものについては、東日本大震災の記憶も新しい今、災害減災事業に積極的に取り組むととも  
に、長引く景気の低迷を受けて、地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっておるとい  
う、この喫緊の課題というところを私、見ていたんで、そういうお話をしましたんですけれども、全体的か  
ら見れば、やはり復興にも考えているのかなというふうに取り消させていただきます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 私は、今回の榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例に関してですけ  
れども、中身の中で、例えば休職者に関しても、この減額特例が該当するというふうなこともありま  
す。村長のお話の中に、村長が議員時代の6年前くらいには、榛東村の職員のラスパイレス指数とい  
うのは33位に低かったというふうなことで、それから徐々に改善するというふうなことで進んでいる  
という話ではありましたが、やはり榛東村の職員の低い給与の中から減額をするというふうな  
ことに関しましては、賛成することができません。反対をいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第59号 榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 正君） 賛成11人、反対2人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第5 議案第60号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 正君） 日程第5、議案第60号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成25年度榛東村一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、村長等の給与の臨時特例に関する条例及び榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例の制定に基づき補正を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

19款繰入金、補正額366万5,000円の減、計5億7,223万4,000円。1項基金繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額49億7,781万7,000円、補正額366万5,000円の減、計79億7,415万2,000円でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1 款議会費、補正額 8 万 5,000 円の減、計 9,434 万 5,000 円。1 項議会費、同額でございます。

2 款総務費、補正額 126 万 4,000 円の減、計 6 億 2,340 万 7,000 円。1 項総務管理費 82 万 5,000 円の減、計 4 億 8,935 万 6,000 円。2 項徴税費、補正額 31 万 7,000 円の減、計 8,543 万 4,000 円。3 項戸籍住民基本台帳費、補正額 12 万 2,000 円の減、計 3,640 万 1,000 円。

3 款民生費、補正額 66 万 3,000 円の減、計 17 億 303 万 7,000 円。1 項社会福祉費、補正額 66 万 3,000 円の減、計 10 億 2,735 万 4,000 円。

4 款衛生費、補正額 16 万 1,000 円の減、計 3 億 327 万 2,000 円。1 項保健衛生費、補正額 16 万 1,000 円の減、計 1 億 8,084 万 3,000 円。

6 款農林水産業費、補正額 31 万 1,000 円の減、計 2 億 9,965 万 9,000 円。1 項農業費、補正額 31 万 1,000 円の減、計 2 億 8,269 万 7,000 円。

8 款土木費、補正額 28 万 9,000 円の減、計 4 億 9,873 万 3,000 円。1 項土木管理費、補正額 4 万 7,000 円の減、計 1,157 万 4,000 円。2 項道路橋梁費、補正額 17 万 5,000 円の減、計 2 億 2,288 万 1,000 円。5 項都市計画費、補正額 6 万 7,000 円の減、計 2 億 5,754 万 5,000 円。

10 款教育費、補正額 89 万 2,000 円の減、計 8 億 4,701 万円。1 項教育総務費、補正額 23 万 5,000 円の減、計 1 億 530 万 1,000 円。3 項中学校費、補正額 4 万 1,000 円の減、計 8,180 万 2,000 円。4 項幼稚園費、補正額 36 万 7,000 円の減、計 9,232 万 3,000 円。

次のページをお願いいたします。

5 項社会教育費、補正額 12 万 6,000 円の減、計 1 億 4,289 万円。6 項保健体育費、補正額 12 万 3,000 円の減、計 1 億 4,018 万 7,000 円。

歳出合計、補正前の額 49 億 7,781 万 7,000 円、補正額 366 万 5,000 円の減、計 49 億 7,415 万 2,000 円でございます。

11 ページから 13 ページは歳入歳出事項別明細書（総括）でございます。説明を省略させていただきます。

15 ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。ご説明させていただきます。

19 款 1 項 1 目基金繰入金、補正額 366 万 5,000 円の減は、財政調整基金の繰り入れを減額するものでございます。

17 ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

一番上の段でございます。1 款 1 項 1 目議会費、補正額 8 万 5,000 円の減は、2 節給料で一般職給でございます。

この下、2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 82 万 5,000 円の減は、同じく 2 節給料で、説明欄のとおり、特別職給 25 万 1,000 円の減、一般職給 57 万 4,000 円を減額するものでございます。

以下の補正は、一般職でございますので、説明は省略させていただきます。

19ページをお願いいたします。

下の段、一番下の枠でございます。6款1項9目農業集落排水事業費、補正額2万4,000円の減は、28節繰出金で、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減でございます。

20ページをお願いいたします。

一番下の枠、8款5項3目公共下水道費、補正額6万7,000円の減は、28節繰出金で、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額でございます。

21ページをお願いいたします。

上の段、10款1項2目事務局費、補正額23万5,000円の減は、説明欄のとおり、教育長給4万5,000円の減、一般職給19万円の減でございます。

22ページをお願いいたします。

下の段でございます。下の枠、10款6項3目学校給食費、補正額4万6,000円の減は、28節繰出金の減で、学校給食特別会計への繰出金の減でございます。

23ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。

1、特別職、次のページ、2は一般職でございます。説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 私は、この補正予算の前段、もとなりになりました条例の改正に反対をいたしましたので、その整合性を考えまして、反対をいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第60号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成11人、反対2人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第61号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算  
(第2号) について

○議長(高橋 正君) 日程第6、議案第61号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算  
(第2号) についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長(久保田勘作君) それでは、平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算  
(第2号) についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成25年度事業の職員給与の臨時特例による給与の補正でございます。

それでは、議案書27ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。なお、補正前の額は省略させていただきます。

5款繰入金、補正額6万7,000円の減、計1億2,276万円。1項繰入金、同額。

歳入合計、補正前の額6億1,263万2,000円、補正額6万7,000円の減、計6億1,256万5,000円。

続きまして、28ページ、歳出です。

1款総務費、補正額1万1,000円の減、計408万6,000円。1項総務費、同額。

2款建設費、補正額5万6,000円の減、計4億4,242万5,000円。1項建設費、同額。

歳出合計、補正前の額6億1,263万2,000円、補正額6万7,000円の減、計6億1,256万5,000円。

30ページ、31ページの歳入歳出予算事項別明細書(総括)については、同額のため説明は省略させていただきます。

続きまして、33ページ、歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

5款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、補正額6万7,000円の減、計1億2,276万円。

続きまして、35ページ、歳出です。

1款1項1目総務費、補正額1万1,000円の減、計408万6,000円。内訳につきましては、2節給料。

2款1項1目建設費、補正額5万6,000円の減、計4億4,242万5,000円。内訳につきましては、2節、給料の減となっております。

36ページ、37ページは給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 私は、臨時特例による減額に反対をする立場から、この補正予算に反対をいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第61号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成11人、反対2人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第7 議案第62号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 正君） 日程第7、議案第62号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

農業集落排水事業の補正につきましても、平成25年度の臨時特例による給与の補正でございます。議案書39ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。なお、補正前の額は省略させていただきます。

3款繰入金、補正額2万4,000円の減、計1億72万1,000円。1項繰入金、同額。

歳入合計、補正前の額1億2,943万5,000円、補正額2万4,000円の減、計1億2,941万1,000円。

続きまして、40ページ、歳出です。

1款総務費、補正額2万4,000円の減、計793万9,000円。1項総務費、同額。

歳出合計、補正前の額1億2,943万5,000円、補正額2万4,000円の減、計1億2,941万1,000円。

42ページ、43ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）につきましては、同額のため説明を省略させていただきます。

次に、45ページ、歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

3款1項1目繰入金、補正額2万4,000円の減、計1億72万1,000円。

続きまして、47ページ、歳出です。

1款1項1目総務費、補正額2万4,000円の減、計793万9,000円。

48ページ、49ページは給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 私は、臨時特例による給与の減額に反対する立場から、この予算に反対をいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第62号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 賛成11人、反対2人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第8 議案第63号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 正君） 日程第8、議案第63号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、3条予算の収益的収入及び支出につきまして、臨時特例に伴う職員給与費の補正でございます。

議案書51ページをお願いいたします。

補正予算（第2号）実施計画書によりまして説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出でございます。款、項、目、補正予定額、計の順に説明させていただきます。なお、既決予定額は省略させていただきます。

1款水道事業費用、補正予定額7万6,000円の減、計2億6,317万3,000円。1項営業費用、補正予定額7万6,000円の減、計2億4,714万7,000円。3目総係費、補正予定額7万6,000円の減、計2,138万8,000円。内訳につきましては、52ページ説明書の給料の減額となっております。

次の53ページ、54ページは給与費の明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。討論ございませんか。  
10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

- 10番（柳田キミ子君） 臨時特例による減額に反対する立場から、この予算には反対をいたします。  
○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

議案第63号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（高橋 正君） 賛成11人、反対2人、賛成多数です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第9 議案第64号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算  
（第2号）について

- 議長（高橋 正君） 日程第9、議案第64号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。  
議案の朗読を求めます。  
事務局長。

〔事務局長朗読〕

- 議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。  
提案理由の説明を求めます。  
清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

- 学校教育課長（清水誠治君） 議案第64号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、朗読及び説明をさせていただきます。  
議案書56ページをお開きください。第1表 歳入歳入予算補正。  
初めに歳入です。左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。  
3款繰入金、補正額4万6,000円の減、計8,821万7,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億6,099万5,000円、補正額4万6,000円の減、計1億6,094万9,000円。  
続きまして、57ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額4万6,000円の減、計8,146万7,000円。1項総務管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億6,099万5,000円、補正額4万6,000円の減、計1億6,094万9,000円。

58ページから60ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書（総括）でございます。説明は省略させていただきます。

62ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

職員給料の臨時的減額に伴いまして、一般会計からの繰入金を4万6,000円減額するものでございます。

64ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出でございます。

榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例により、給食センター職員1名分の2節給料を4万6,000円減額するものでございます。

65ページから66ページにつきましては、給与費明細書となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 臨時特例による給与の減額に反対する立場から、この予算に反対をいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第64号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成11人、反対2人、賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程の追加

○議長（高橋 正君） お諮りします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

この案件を審議するため、榛東村議会会議規則第20条の規定により、お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、議事日程に追加することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午前11時50分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◇

## ◎追加日程第1 発委第3号 議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例について

○議長（高橋 正君） 追加日程第1、発委第3号 議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提出理由の説明を求めます。

岩田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩田好雄君登壇〕

○議会運営委員長（岩田好雄君） 議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例について、提案理由の説明を行います。

議会議員の議員報酬を臨時的に減額しようとするものでございます。

国が東日本大震災の復興財源確保を理由に、地方公務員給与の削減を求めていることをめぐり、本務でも、村長5%、副村長、教育長1.5%、一般職員1.5%を臨時的に減額した事案が可決されました。このことにより、議会議員みずからも同様に臨時的に1.5%減額しようとするものでございます。

条文については、朗読により説明いたします。

(趣旨) 第1条 この条例は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例を定めるものとする。

(議員報酬月額の特例) 第2条 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間においては、報酬等条例第2条に規定する議会議員の議員報酬月額の支給に当たっては、報酬等条例別表第1の額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額) 第3条 臨時特例期間においては、議員の期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額については、前条の規定は、適用しない。

附則。この条例は、平成25年8月1日から施行する。

以上です。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第3号 議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は可決されました。

---

◇

## ◎追加日程第2 議案第65号 平成25年度榛東村一般会計補正予算(第4号)について

○議長(高橋 正君) 追加日程第2、議案第65号 平成25年度榛東村一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提出理由の説明を求めます。

基地・財政課長。

[基地・財政課長 山本比佐志君発言]

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成25年度榛東村一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、議会議員の報酬、議員報酬の臨時特例に関する条例制定に基づき補正を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

歳入。

19款繰入金、補正額37万2,000円の減、計5億7,186万2,000円。1項基金繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額49億7,415万2,000円、補正額37万2,000円の減、計49億7,378万円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款議会費、補正額37万2,000円の減、計9,397万3,000円。1項議会費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額49億7,415万2,000円、補正額37万2,000円の減、計49億7,378万円でございます。

6ページから8ページは歳入歳出事項別明細書（総括）でございます。説明は省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。ご説明させていただきます。

19款1項1目基金繰入金、補正額37万2,000円の減は、財政調整基金の繰り入れを減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。

1款1項1目議会費、補正額37万2,000円の減は、1節報酬でございます。

13ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。

1、特別職でございます。説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第65号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の職員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成、全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ちょっと暫時休憩します。

午前11時59分休憩

---

午前11時59分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

過日、広域組合で臨時議会がありました。その結果報告を金井副議長にお願いいたします。

金井副議長。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 昨日ですけれども、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の臨時会が招集されまして、広域議員であります高橋議長と早坂議員と私と出席をいたしました。

その中で、財産の取得が2件ございました。

第1件、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、これは南分署に配置をするものでありまして、これから多発があらうかと思われる危険物火災に対応しての消防ポンプ車でございます。取得価格でありますけれども、6,720万円ということで、平成26年3月20日に南分署に配置をされます。それが1点でございます。

もう1件、災害対応特殊救急自動車1台、これは高度救命処置用資器材も搭載しております。これは東分署、赤城町上三原田に東分署に配置をされます。取得金額は3,423万円ということで、来年2月20日に納入ということで、きのう、この2件が可決をされましたことを報告いたします。

以上です。

○議長（高橋 正君） ご苦労さまでした。

なお、1点ちょっと追加しておきますけれども、この化学消防車は防衛のほうの補助金で購入をしています。2,000幾万円くらい防衛の補助金が来ております。

---

◇

◎閉 会

○議長（高橋 正君） 以上で本日付議された案件はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じたいと思います。

平成25年第5回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後0時2分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長      高   橋            正

榛東村議会議員      小 野 関   武   利

榛東村議会議員      松   岡            稔